

様式（第 6 条関係）

会 議 録

会議の名称	第 1 1 期第 3 回小金井市こども家庭センター運営協議会
事 務 局	子ども家庭部こども家庭センター
開 催 日 時	令和 8 年 6 月 2 6 日（金） 午前 1 0 時から正午まで
開 催 場 所	小金井市保健センター 2 階講堂
出 席 者	会長 梅山佐和 委員 山田礼子 委員 黒須よし江 委員 後藤律子 委員 田辺三鶴 委員 米川詩織 委員 新美輝夫 委員 岸野奈美 【欠席】委員 矢崎新士 委員 中村留美子
事 務 局	根本子ども家庭部長 北村こども家庭センター長 笠井母子保健・児童福祉統括担当課長 福多係長 萩主任 丁ゆりかごマネージャー 榎本ファミリー・サポート・センターアドバイザー
傍聴の可否	☒ 可 ・ 一部不可 ・ 不可
傍 聴 者 数	0 人
傍聴不可の理由	
会 議 次 第	別紙のとおり
会 議 結 果	別紙のとおり
発 言 内 容 ・ 発 言 者 名 (主な発言 要旨等)	別紙のとおり
提 出 資 料	資料 1 こども家庭センター運営協議会委員名簿・席次 資料 2 令和 7 年度こども家庭センター事業報告 資料 3 令和 8 年度こども家庭センター事業計画 資料 4 令和 7 年度ゆりかごアンケート集計結果 資料 5 小金井市の母子保健衛生
そ の 他	なし

第11期 第3回小金井市こども家庭センター運営協議会 会議録

令和8年6月26日

○事務局 本日はお忙しい中、また、大雨の中、ありがとうございます。それでは定刻ですので、ただいまから、こども家庭センター運営協議会を開始させていただきます。

この4月に着任しました、こども家庭センター長の北村と申します。どうぞよろしくお願いいたします。以前は男女共同参画室というところで、男女平等の視点を全庁に広めるような役割の仕事をしておりました。子ども家庭部は初めてでございまして、勉強していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

同じく、4月に着任しております子ども家庭部長をご紹介します。

○事務局 4月から着任しております根本と申します。昨年度までは地域福祉課というところの課長で、主に生活保護とか生活困窮対策をやっておりました。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 会の開会に先立ちまして、事務局から連絡事項がございます。

この協議会は会議録を公開しております。その関係で、御発言を録音しておりますので、御了承ください。また、どなたの発言か分かるように、発言される前にお名前をおっしゃっていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

会議の進行は会長の梅山先生にお願いいたします。

○梅山会長 皆さん、おはようございます。東京学芸大学の梅山でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまから、第11期第3回小金井市こども家庭センター運営協議会を開催させていただきます。本日はお忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

最近、無理心中のニュースが多いなというところを感じておりまして、困っている中で、身動きが取れない感覚といいでしょうか、ソーシャルワークでは、交互作用から現象を理解していく、問題を理解していくという視点なのですが、やはり要求を出したものに対して、欲している応答が返ってこないという孤独感の中で、そのように感じてしまっていて、行為に至ってしまっているのだらうなというところを感じます。家族も一生懸命なされている部分もあると思うのですが、地域でいかに支えていくかというのが、すごく大事ななと考えます。

こども家庭センターでも、母子保健が一体となられて、今回、すごく丁寧に取られたひ

ろばのアンケートを見せていただきましたが、ひろばのほうから支援につないでいく、困っている御家庭を発見して支援につないでいくという機能も出されていて、生活を切れ目なく支えていくことの意味を感じています。本日も皆様と一緒に考えさせていただくこと、ありがたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

今日は、矢崎委員と中村委員が欠席と伺っております。どうぞよろしくお願いいたします。

議事に入る前に、事務局からお願いいたします。

○事務局 令和8年度に入りまして職員の異動がありました。小川が異動いたしまして、新たに益子という職員が配属されております。以降、どうぞよろしくお願いいたします。

次に配付資料の確認をいたします。本日の次第が1枚ございます。続きまして、資料1が、こども家庭センターの運営協議会委員名簿と席次でございます。資料2が、令和7年度の事業報告でございます。資料3が、令和8年度の事業計画でございます。資料4は、ゆりかごのアンケートになっております。資料5、最後に小金井市の母子保健衛生の資料をつけております。以上です。御不足ありましたら、お知らせください。

○梅山会長 ありがとうございます。

それでは、これより会議の進行は次第に沿って進めていきます。

①令和7年度事業報告について、事務局、お願いいたします。

○事務局 では、令和7年度の事業報告を行います。

資料の2を御覧ください。

まず初めに、相談件数になります。

1番の子ども家庭総合ケースマネジメント事業です。こちらの(1)総合相談の①相談件数です。実件数の合計は例年とほぼ同様に推移しておりますが、児童虐待相談においては増加しております。令和7年度は乳幼児の誤飲、抱っこひもなどからの落下などの事故によりネグレクトの疑いとして、こども家庭センターへの通告につながったケースが散見されました。このようなケースにおいては自宅訪問し、同じようなことを繰り返さないよう注意喚起するとともに、事故予防のための環境整備について、適宜助言をするなどします。その後、大抵の家庭においては事故が起きないよう気をつけられるため、対応自体は長く継続しないことが多くあります。

ほかの相談は、養育困難の相談を受けている、その他の相談、育成相談が、例年、相談件数が多い傾向にあります。

延べ件数は、新規で相談対応した後、引き続き継続して対応することにした児童の延べ対応件数となっております。こちらも児童虐待相談や養育困難の相談件数が多くなっております。

要保護児童数は、要保護児童として継続した対応をしているケースであり、経年で対応しているケースを含めた数となっております。

育児に関する相談をする育成相談においては、依然として件数が多いのですが、1度相談を受け付けることで対応が終了することも度々あり、実件数の割に延べ件数や要保護児童数に上がりにくい傾向があります。

②の総合相談年齢別では、例年、乳幼児の年齢が多い傾向にあります。

③のゆりかご保育士による相談を見ると、ほとんどの方が電話で改まって相談するというよりは、ひろば内で相談する方が多く、ひろばへ遊びに来たときに、気軽に職員へ相談できていることがうかがえます。

④の専門相談です。こころの相談は、令和6年度より少し減っております。一旦子どもと離れて、保護者の方の不安な気持ちを臨床心理士に話し、抱えている問題を整理することで、精神的な育児負担感の軽減ができたり、必要に応じて病院などの相談案内をしたり、また、こども家庭相談系の職員が引き続き対応することもあります。

次のページです。

(1) 育児支援ヘルパー事業です。多くの方に御利用いただきました。産前産後の体調不良等により家事・育児のサポートが必要で、日中に家族等の援助を受けることが難しい御家庭にヘルパーを派遣していますが、最近では育児休暇を取る父親が増えて、育児休暇明けから期限内までの派遣利用をされる方が散見されるようになりました。

次に、ショートステイ及び次のページのトワイライトステイ事業です。必要とする家庭が適宜利用することができました。トワイライトステイ事業については、令和6年9月からの開始でしたので年比較はできませんが、少しずつ利用が増えてきている状況です。

ショートステイ、トワイライトステイ事業のいずれも、就労や育児疲れなど、様々な理由で利用され、育児負担の軽減などに寄与しています。

次に、子育て世帯訪問支援事業です。こちらは先ほども取り上げました産前産後の育児支援ヘルパー事業とは違い、市が必要と認める家庭にのみ、一定期間ヘルパーを派遣する事業です。看護師などの専門職が派遣される場合には、養育支援訪問事業が該当します。いずれもクローズの事業となっております。

次に、養育家庭制度普及活動です。毎年、小平児童相談所との共催で、養育家庭体験発表会を行っています。令和7年度は、元委託児童の方の体験発表がなされ、貴重なお話を伺う機会となりました。

5ページに行きまして、親子あそびひろばゆりかごです。

親子あそびひろば利用人数です。年々利用者数が増加しており、令和7年度は過去最高となりました。こちらも低年齢に利用者が多い傾向となっております。こちらには書かれておりませんが、父親の利用者数も年々増加しております。

次に、(3)の子育て支援活動です。

ひろば内の遊具などで親子で過ごすほか、様々なプログラムが行われ、利用されてきました。

事業項目の2番目、お楽しみの時間は若干実施回数を増やしたこともあり、年々増加しており、毎日にぎわっております。

裏面の次のページの母親グループのうち、1歳児の親のグループと2歳児の親のグループは統合し、1・2歳のグループワークにして実施しました。また、子どもへの関わりや子育てに悩みや不安を抱える保護者に対し講義がなされたり、保護者同士が相互に悩みや不安を共有し、情報交換するなどして、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的としたペアレント・トレーニングを年2クール実施しました。

次のページにある自主グループのさくらんぼクラブは多胎児の会ですが、回数が倍に増え、参加者も多くなりました。

そのほかのプログラムは御覧のとおりです。様々なプログラムを利用者に提供してきました。

(4)の地域子育て相談機関です。市内では、児童館及びゆりかごで実施されています。こちらの表はゆりかご内のみの数値となります。

ひろば内でちょっとした話を職員とするのではなく、面談室にて継続して相談をする形が取られ、こちらに関しては、18歳までの児童に関する子育ての相談ができます。必要があれば、こども家庭センターこども家庭相談係への連携が可能となっておりますが、今のところ、ほとんどの御相談が、地域子育て相談機関で対応されています。内容としては、不登校に関する相談が多くなっております。

次に8ページです。6番のファミリー・サポート・センター事業です。前回の会議では、料金の時間帯区分の見直しを検討していることをお伝えいたしましたが、令和8年度より、

6時半から9時、17時から22時の早朝と夜間の時間帯、こちら1時間900円となりますが、こちらの時間帯を設定いたしました。

(3)の会員交流会の令和7年度は年回数なんですけれども、こちらは括弧内に書いてあるのが1回と書いてあるんですけれども、2回に訂正させていただきます。また、これに伴って、人数についても9人から18人に訂正させていただきます。大変失礼いたしました。

(1)に戻しまして、会員数です。令和7年度は協力会員に対し登録の継続更新をお伺いしており、一定数が更新を取りやめているため減少しています。これは協力会員として登録はあるものの、長い期間、活動がない会員が一定数いたことから、登録において精査したものとなります。依頼会員が年々増加する中、協力会員には多くの活動をいただいております。

(2)の活動状況です。保育園・幼稚園への送迎及び預かりや習い事や学校行事及び学校等の休みのときの援助に、例年、利用者が多くございます。

次に9ページです。

7番の要保護児童対策地域協議会です。協議会の各構成機関の管理者で行われる代表者会議が年1回、各構成機関の実務者が集まる実務者会議が年5回、適宜必要に応じて行われる個別の検討会議が年39回行われました。実務者会議は令和7年度から市内を3つの地区に分けて、それぞれの地区で行ったものを含め、計5回となっております。地区別の実務者会議では、構成機関同士を顔を合わせ、要保護児童対策地域協議会について共通認識を深め、事例を通して話し合うことができました。

(2)の研修会については、御覧のとおりとなっております。参加者からは、身近な例が多くとてもよかった。すぐ実践できそうですといった感想が得られました。

8番の関係機関連絡会及び次の運営協議会開催状況については、御覧のとおりとなっております。

次に4ページ参考資料、児童虐待対応の①虐待種類別を御覧ください。例年、心理的虐待が多く、次に身体的虐待、ネグレクトと続きます。身体的虐待では、保護者が子どもをたたくなどの暴力がありますが、家の外への締め出しも身体的虐待に該当し、注意喚起を行ってきたところです。

先ほどもお話ししましたとおり、令和7年度は誤飲や抱っこひもなどからの落下といった事故により通告がなされ、ネグレクトとして取り扱い、対応したケースが散見されまし

たので、例年よりもネグレクトがやや多くなっております。

②の虐待通告経路別を御覧ください。例年、児童相談所からの送致は多い傾向にありますが、送致を受けて対応した結果、非該当となったケースが複数あります。非該当のケースはこちらに含んでおりませんので、実際にはより多くの送致を受けていることとなります。令和6年度にこども家庭センター化し、母子保健との連携が強化されたこともあり、母子保健からの通告を含む保健センターがとて多くなっております。また、子どもと接する機会の多い学校や保育所で多い傾向にあります。

その他、令和7年度は家族・親族からの通告も例年よりやや多く、虐待に関する周知が広まっていることがうかがえます。

令和7年度こども家庭センター事業報告は以上になります。

○梅山会長 ありがとうございました。

では、皆様、御質問、御意見等があれば、お願いいたします。

○新美委員 まず1ページ目から、最初にあった児童虐待の数ですが、誤飲とか、抱っこひもから外れちゃった。その通告というのは、どなたがしているんですか。親がしているんですか。

○事務局 もちろん、お子さんからおっしゃることはできないので、親御さんのほうから病院を訪ねられたりとかしたときなんかに、飲み込んでしまいましたとか、けがをした際に、落としてしまいましたというようなお話からというところになります。

○新美委員 それはやっぱり虐待の分類に入るんですか。

○事務局 親御さんがお子さんを適切に養育・保護なさっていないというところに該当する場合もございます。

○新美委員 ということは、令和7年以前の親はそういうのをしっかりしてたけど、7年以降は、そういう教育ができていない、そういうことになるんですか。

○事務局 年度比較は難しいですが、事故を繰り返して関係機関のほうから心配の声が上がって通告につながることはありますので、経年の積み重ねという場合もございます。

○事務局 補足ですが、子どもの事故というのは一番防げる虐待と言われていて、大人が注意をすれば、子どもがけがをしたり、重い障がいを負ったり、最悪の事態、亡くなることは防げるという考えが基本にありまして、それで病院などから御連絡を受けて、こちらが対応するような形になっております。

令和7年度に関しては、例年に比べ、病院からの連絡が多かったため目立った形で御報告をさせてもらったということです。

- 新美委員 それは病院の方針が変わってきたということですか。
- 事務局 そういうわけでなく、けがが多かったということです。先ほどもあったように、抱っこひもから落ちて緊急で受診されたのでちょっと御家庭を見てくださいというような形の御連絡をいただくという形になっています。
- 新美委員 傾向値として、親の知識不足なのか、それとも親のケアレスミスなのか。令和7年度は全体的に増えているということですか。世の中がいろいろ注目するようになったからなのか、基本的な所作がよく理解できてないからなのか。
- 事務局 支援者の感覚としては、親御さんの注意がお子さんだけに向いていない場合が増えてきているなという印象です。スマートフォンを見ておられたりとか、大丈夫かなと思って動いてしまったりとか、そういうことが背景にあるのではと思っています。
- ケアレスミスもちろんあるんですけど、ふだんの生活でそのままやってしまって、もっと注意が必要だったなというふうに振り返っていただいている親御さんたちもいるので、繰り返している方ばかりでなく、非常に反省されて、おうちの中のいろんな角があるのを全部覆っていただいたりとか、柵とかもきちっとつけていただいたりとかという予防策につながっている方もいらっしゃいます。全てが繰り返しているわけではないですが、不注意による事故が今年度は多かったという印象になっております。
- 新美委員 そういうのは、子どもができるとお母さんが行く学級などで注意喚起とかされているんですか。
- 事務局 こんなに増えたのは令和7年度からだったので事故防止の話というのは入れ込んではいないんですけど、健診の待合になっているロビーに事故防止の注意喚起のはり紙をしたり、各種健診でその時期に起こり得る事故の注意喚起のリーフレットは周知はさせていただいています。
- 新美委員 せっかく、これだけの資料を作っていらっしゃるから、フィードバックをうまくされたほうがいいですね。
- 事務局 ありがとうございます。
- 梅山会長 ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。
- 後藤委員、お願いします。
- 後藤委員 この活動報告の中で、研修とか講座って何個か出てくるかと思うんですけども、これは全部、対象者に向けての講座や研修なのか、広く何か講座の募集を市報などで募っているのか教えていただきたいんです。タイトルを見ていると興味深い内容が多いのですがど

こで知るのかなという、素朴な疑問です。お願いします。

○事務局 9ページにある要保護児童対策地域協議会の研修会のことで大丈夫だったでしょうか。

○後藤委員 はい。あと、3ページの(1)の子育て世帯訪問支援事業の研修です。

○事務局 3ページの子育て世帯訪問支援事業の研修や2ページの育児支援ヘルパー事業の研修は事業に従事しているヘルパーさん向けのものとなっております。

また、9ページにある、要保護児童対策地域協議会にあります研修会については、こちらには要保護児童対策地域協議会の構成員の方向けの研修会となっております。

○後藤委員 分かりました。ありがとうございます。

もう1点、いいですか。5ページの地域組織化事業のボランティアは、これは子ども、中学生、高校生の職場体験なども入っていると思うんですけど、中学校に配られるボランティアの登録とかも含めてのボランティア登録人数なのか、社会福祉協議会とかに登録している成人人数なのか分からないので教えていただきたいのと、あと子どもがボランティアしたときに、何かポイントがつくようなのがあったような気がするんですけど、それとは全く別物の事業になりますか。

○事務局 こちらに書かれているボランティアは、純粹にひろばのゆりかごのほうでボランティアをしてくださるのに登録してくださった方です。大人の方もいらっしゃいますし、中学生、高校生も単発で夏休み中にボランティアをしたいということでいらした場合、登録をさせていただいています。

○後藤委員 分かりました。

○事務局 中学生は、こきんちゃんのボランティアをしたらスタンプを押してます。昨年度は南中の学生さんたちがいっぱいいらして下さって、終わったら、印鑑を押してお返しするということはやっておりました。

○後藤委員 連携はしているんですね。

○事務局 はい。

○後藤委員 分かりました。ありがとうございます。

○梅山会長 ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。

○岸野委員 相談者のところで教えていただきたいんですけども、お父様向けのことをいろいろやっていらっしゃるのは分かったんですけども、相談者はお母様が多いのかなというイメージなんですけれども、例えば、お父様だったり、御両親以外の方、例えば、おばあちゃまとか、おじいちゃまとか、あとはお子さん自身が御相談が来ることがあるのかどうか、

もし分かったら教えてください。

○事務局 まず、こども家庭センターのこども家庭相談係のほうなんですけれども、もちろん、お母様が大多数を占めますが、お父様や祖父母の方からの御相談というのも時々入りまして、御家族に関する、御家庭に関しての育児に関することだったりとか、そういった御相談はお受けしております。また、お子様からの相談は非常に少ないですが、こちらもお受け付けております。

○岸野委員 ちなみに、お父様とかの相談内容って、お母様の視点と違いますか。

○事務局 様々ではあるんですけれども、お母様の育児の仕方や考え方に疑問を持たれてということも確かにございます。あとは父子家庭で、子育ての仕方が分からなくてという場合もございます。

○岸野委員 ありがとうございます。

○梅山会長 ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。

では、2ページ目のショートステイ事業、3ページ目のトワイライトステイについてですが、トワイライトステイのほうは非課税であるとか生活保護世帯というところで、項目を設けてくださっているのですけれども、要対協の御家庭が、どの程度使われているか、活用されているかというところは把握されているものでしょうか。

○事務局 トワイライトステイ事業に関しましては、利用する施設さんのほうに見学いただいた後に申請していただくという形になりますので、必ずしもこちらの面談が必要であったりとかというものではないので、こちら側の要保護児童対策地域協議会とはまた別に申込みをされているところになりますので、そういった数字は今のところ取っておりません。

○梅山会長 そうですか。分かりました。ありがとうございます。

実践する中で困っておられる御家庭が多いので、ショートステイ、トワイライトステイがすごく使える制度で、子どもの安全も確認できていいなと思い聞かせていただきました。

もう1点、7ページのところの下(4)の地域子育て相談機関は、ゆりかごの数字と教えていただきました。18歳までのお子さんの御相談が対応可能であるということで、不登校相談が多いと教えていただいたのですけれども、例えばゆりかごのほうで不登校相談を保護者の方がされた場合に、ゆりかごとして、どんな対応をされるかというところを教えていただけないでしょうか。

○事務局 ゆりかごのほうでは、お母様の気持ちを受け止めたりということで相談を聞きます。その中で、こども家庭相談係につないだほうがいい場合は、お母さんの了解を取って御紹介

させていただいて、そこからまたいろんな市内の関係機関につないでいただいたりしているという状況です。

○梅山会長 ありがとうございます。こちらについても、きっと学校や教育委員会指導室で対応されるところがあり、ゆりかごとして他機関とのつながりもしてくださっているというふうに今教えていただいて、理解をいたしました。ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。大丈夫ですか。ありがとうございます。

続きまして、②令和8年度事業計画について、事務局、お願いいたします。

○事務局 資料3を御覧ください。令和8年度小金井市こども家庭センター事業計画になります。

今年度は、子ども家庭在宅サービスの提供・調整の中の一番下のほうに書いてあるんですが、親子支援実証モデル事業を行います。こちらは親が子どもに関わっている場面で直接的に親子関係構築等を支援する個別アプローチについて、導入方法や実施内容等に基づく成果を検証して、市における効果的な導入方法や実施内容等のエビデンスを蓄積することを通じて、市が相談支援に関する支援事業を後押しして、市の機能強化につなげることを目的としたモデル事業になります。

実施においては、東京学芸大学のこども未来研究所を委託先として、相互に人材や施設の活用に協力しながら、プログラムの実施及び実施結果の検証までを実施していくことで検討を進めております。

その他は令和7年度と同様の内容で計画しております。

○梅山会長 ありがとうございます。

では、皆様、御質問、御意見等があればお願いいたします。

○田辺委員 親子支援実証モデル事業の具体的な内容を教えてほしいです。

○事務局 実際に対象の御家庭のおうちに支援員が訪問をして、プログラムを提供するという形になっております。プログラムはちゃんと確立された内容ですが、その効果の実証・検証をすることを目的として、市の機能強化につなげることを目的としております。

○田辺委員 分かりました。ありがとうございます。

○新美委員 市が指定した家庭って、どうやって決めるんですか。

○事務局 健診の場で募集して、同意を得られた御家庭ということになります。

○山田委員 例えば、相談を受けた家庭に訪問に行かれるのでしょうか。親自身が悩んでいて、どうしたらいいかというような御家庭が対象になる予定でしょうか。

○事務局 親子関係の構築についてアプローチするような内容になっておりますので、お子様への

関わりがどうしたらいいかわからないという方、よりよくしたいという方に向けてのプログラムを提供するものになっております。

○岸野委員 今の話の続きなんですけれども、まず対象の家庭数と1回当たりの、頻度というか、1回きりなのか、何回か時期を置いて、空けてなのか教えてください。

○事務局 対象家庭は募集をしてからにはなりますけど、20から50ぐらいということを考えております。

プログラムの提供内容につきましては、内容によりけりなんですけれども、複数回訪問することを考えております。

○岸野委員 ありがとうございます。

○事務局 補足です。一応これは国の事業になりまして、国のほうで市町村に導入する支援の一つとして実証をするというようなモデル事業に小金井市が手挙げをさせてもらって、学芸大学と一緒にやるという事業になっております。研究の一環のようなところもありますので、家庭数はそこまで多くない状況でやらせていただくことになります。

対象者に関しては、困り感があって、御自分で手挙げをしていただいた方じゃないと家庭訪問に行けないので、手挙げをしていただいて実施していくという形でやることになっています。

訪問員さんの募集と研修もみらい研究所が実施するので、市としては委託をしつつ、その対象者のリクルートの場所だったりとか、市報でも周知する予定になっていますので、そういったところで連携していきます。

あと、健診を経て行っていただく形になりますので、そういったところは御本人の了解を得て、委託先と情報の共有をさせてもらうというようなスキームで実施をするという形です。

○岸野委員 ありがとうございます。

○梅山会長 追加でお伺いしたいんですけれども、2ページ目に載せてくださっているペアレント・トレーニングとのすみ分けや対象が重複することがないかとか、どう位置づけておられるかというところを伺いたいです。

○事務局 ペアレント・トレーニング自体は、委託事業者のゆりかごで実施している関係で、対象者を市では把握していないため、かぶってしまう方もいらっしゃるのかなとは思いますが、聞き取りの中で必要かどうかを実証研究をされる先生方とのすり合わせになるかなと思っています。実際の訪問は8月からスタートになるかなと想定していますので、それま

でに細かい部分のすり合わせはしていく予定です。

○梅山会長 ありがとうございます。お願いします。

○事務局 モデル事業に関しては、未就学児の方を対象としておりまして、ゆりかごで行っているペアレント・トレーニングについては、年齢が3歳から小学校低学年まで対象となっており少し違いがあります。

○梅山会長 なるほど。ありがとうございます。

ペアレント・トレーニングは、5月から第1クールが始まっているというところなんです。1年目終わられて、きっと成果分析というところもされた上での2年目だと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○事務局 次、2年目で3クール目という形になりますが、参加メンバーによって内容が大分変わってくることに気づきましたのでその辺りを講師の先生とも共有しながら進めております。

具体的に言うと、例えば5回シリーズで、毎回、宿題があつてという形で進めていくんですけれども、今回のメンバーの方たちは、割と先に行きたい真面目な方たちなので、その方たちに合う形で、なるべく効果が十分に出るように進めていくということで、手探りしながらやっております。

○梅山会長 そうですか。ありがとうございます。今年度どうだったかというところを教えていただくのを楽しみにしております。ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

○山田委員 新しい事業ということで、親子支援実証モデル事業が気になるんですが、例えば、この事業につなげたほうがよいような親子がいた場合、どのようにすればよいのでしょうか。

○事務局 健診の場で申込先を紹介するほか、市報でも広く募集をする予定です。もし、お気づきの方だったりとか、気になることがあれば、こども家庭相談係のほうに御相談いただければと思います。

○山田委員 ありがとうございます。

○梅山会長 ありがとうございます。

では、続きまして、ゆりかごアンケート集計結果についてです。事務局、お願いいたします。

○事務局 親子あそびひろばゆりかごです。令和7年度に取りましたアンケートについて御報告させていただきます。

ゆりかごでは、2年に1度、隔年でひろばの利用者の方にアンケートを取らせていただいています。今回は2025年12月から今年の1月末まで、100名の方にお願ひしまして、アンケートをさせていただきました。

回答者の約8割がお母様で約2割がお父様でした。

先ほども御報告にありましたが、お父様の利用が増えておりまして、平日と土曜日、火曜日から土曜日の10時から4時までの親子あそびひろばなんです。平日は大体、お父様は3、4人ぐらい毎日来てくださって、土曜日は20人ぐらい、お父様が来てくださるという状況です。

利用児の中心は0歳から2歳の乳幼児が多かったです。

ゆりかごを知ったきっかけについては、ホームページや市報、新生児訪問や健診時の案内など多岐にわたっておりまして、地域の子育て支援情報が複数の経路で届いているということがよく分かりました。

ただ、アンケートの中で、やはり初回、初めてゆりかごに来るときに不安を感じつついらしたという保護者の方も一定数おられましたので、なるべくそのハードルを下げられるように、ようこそゆりかごへというプログラム等も含めて、努力していきたいなと思っております。

2024年度秋から始まった地域子育て相談機関として、ゆりかごで妊娠時から18歳までの方の相談を受けています。今回のアンケートで、問いの中に、ゆりかごは地域子育て相談機関であり、0歳から18歳まで継続的に相談できることは知っていますかという問いを設けたんですけれども、そちらについては知っているという方が55%ということで、知らなかった、ゆりかごを利用できる未就学児までの相談しかできないと思っていたという方も約半数いらっしゃったので、より一層、ゆりかごが地域子育て相談機関であることを周知していかないといけないなということを、私たちもまた思いを新たにしております。

アンケートの中で、いろいろな御要望もありました。開館時間等、御要望にお応えできないところもあるんですけれども、一応ゆりかごで対応できることについては対応させていただきました。例えば、おもちゃのパズルの種類を増やしてほしいとか、こういうおもちゃが欲しいといったことは、対応できる範囲で対応させていただきました。

また、コロナ以降、お昼を食べるお部屋、11時半から1時半まで30分ずつに分けて、テーブルずつ、5人ずつ、予約を取って利用していただくという形を取っていたんですが、

やはりもう少し早い時間から利用したいとか、遅くまで利用したいというお声があったので、食事スペースの利用時間帯を、可能な日は午前11時から午後2時まで使っていたけるように変更いたしました。プログラムの関係で難しい日もあるんですが、毎日、今日は何時から何時まで使用できますというふうに掲示して利用していただいています。

あともう1点、年長児までしか、未就学の利用しかできないので、小学校に上がってしまうと来れなくなってしまうということや、下のお子さんがいる御家庭は、お兄ちゃん、お姉ちゃんが小学校に上がったら、一緒に遊びに来れないということで、利用したい、ゆりかごにまた来たいなというお声が多く上がっていたので、今年初めて、おかえりゆりかごというプログラムをやることにいたしまして、早速5月に実施いたしました。

どんな感じになるか心配だったんですけども、午前、午後、予約制にはなったんですが、たくさんの小学生が来てくれまして、逆にひろばにいたちっちゃい子たちが、すごくうれしそうに、お兄ちゃん、お姉ちゃんを見るということと、あと、お子さん以上に親御さんたちが、懐かしいということで、小学校6年生の親御さんがとても喜んでくださったりしましたので、次年度以降もう少し定期的にこういうことができればいいなと職員一同考えております。

アンケートの集計結果については、今年の3月からゆりかご内に掲示させていただいて、お応えできた内容についても掲示させていただいております。以上です。

○梅山会長 ありがとうございます。

では、皆様、御質問、御意見ございましたら、お願いいたします。

○黒須委員 どこに住んでいても使えるとお聞きしたので、孫を連れて1回行ってみようかと思ったときに、お昼寝から起きたら16時でもう終わっちゃう時間で、特にうちは保健センターから遠いので、もうちょっと延長してほしいという声とかないのかなと思って。

○事務局 アンケート結果を見ていただくと、そういったお声もありました。

○黒須委員 娘の住んでいる地域は午後7時ぐらいまでやっていると言っていたので、時間を延長してもらってもっと利用者が広がってゆくかなと思ったりします。

○梅山会長 ありがとうございます。

そのアンケートでも出ているというところで、何か御検討されているところとかあるのでしょうか。難しいところがあると思うのですが。

○事務局 そういった御要望はあるかと思いますが、現在のところは検討はしていないところでございます。御意見として承ります。

- 梅山会長 ありがとうございます。そのほか、いかがでしょう。
- 山田委員 これはゆりかごひろばに限ったことじゃないんですけども、建物内に自販機が欲しいという意見が前からありますが、自販機の設置の予定というのはないのでしょうか。
- 梅山会長 ありがとうございます。いかがでしょうか。
- 事務局 保健センターは健康課が所管をしている建物なので、こちらからお答えできかねます。意見として御頂戴したいと思います。
- 梅山会長 ありがとうございます。熱中症対策というところでも必要かなと思いました。
- 事務局 健康課とも共有していきたいと思います。ありがとうございます。
- 事務局 給水器を置いてくださっているので、ゆりかごではコップを用意して、水筒を忘れた方にはお貸しして、利用していただいています。
- 後藤委員 先ほど地域子育て相談機関は18歳の児童まで相談可能ということだったんですが、不登校の相談に関してなんですけれど、不登校は突然始まるので、保護者もどこに相談していいかわからないこともあるかと思うんですけど、例えば子どもと一緒に相談に来ることも可能なのかだったり、教育現場とはまた違った視点からサポートができるかなと思うので、親子の居場所だったり、情報の提供、相談先の提供だったりというのを、どれぐらいまでサポート可能なのかというのを教えていただきたいです。
- 事務局 ひろば自体は未就学児までというふうになってしまっておりますので、ひろば内に就学されたお子さんが入るのは難しいんですけども、もしどこかに何か案内をする、どこかの相談先につなげるとかということが出てきた場合には、こども家庭相談系のほうとも連携して対応する形で行わせていただいています。
- ただ、そこまでのケースというのがあまりないというのが現状ではあるんですけども、今後、そういったことがあれば検討して対応していきたいとは思っております。
- 後藤委員 0歳から小学校入学までだと思っていたという回答があるかと思うんですが、この案内は小学校やいろんな機関、子ども、児童館などで大きく貼り出していたりとかしているのでしょうか。相談できるよということは広く周知されているのでしょうか。
- 事務局 まず、市内の児童館で、各地、地域子育て相談機関として機能を持っておりますので、まずそこでの周知はしてはおります。あとは広報等を通じて周知しているところになりまして、毎月のゆりかごだよりにも載ってはいるんですけども、まだそこまでの周知できていないというのがアンケートで分かったところです。
- 後藤委員 多分、学校で支援に当たっている方も、そこまで知っている方が少ないのかなと思った

ので、もう少し広く知られるといいなと思いました。ありがとうございます。

○梅山会長 ありがとうございます。

御説明いただいたときに、初回のハードルの高さというところを言っていたいただいて、やはりそうだろうなと思って、読ませていただいて、来てくださったらとても居心地がよくて、来てよかったと思われる方が多いというところが分かったんですけども、最初に申し上げたような、孤独を感じている状況になってくると、余計にハードルが高くなってきて参加することが難しい場合があると思います。ようこそゆりかごへというプログラムを、どんなふうに今、展開されているかというところは教えていただいてよいでしょうか。

○事務局 ようこそゆりかごへは、ゆりかごをまだ利用したことがない方向けのもので、先輩に当たる方にも来ていただいて、一緒にグループになってお話をするというので、まだ赤ちゃん小さいけれど行こうかなという方が予約して来てくださったり、中には、妊婦さんも来ていただけるように御案内しています。

○梅山会長 ありがとうございます。この辺り、御利用されている米川委員、田辺委員いかがでしょうか。このハードルというところについて、何かこうしたら、もしかしたら来やすくなるかもしれないというところは。

○田辺委員 私の場合、妊娠したときの保健センターでの相談のときと、新生児訪問のときにも、封筒の中にゆりかごの案内が入っていたと思うんですけどあんまりちゃんと見てなくて、ようこそゆりかごとかに参加しておけばよかったなと思います。今すごく居心地よく、優しく接していただく本当にありがたい場所です。

たまたまゆりかごを、相談することになったのも、最初にこころの相談を利用して、その流れで、ここにゆりかごというひろばがあるんですけど、ちょっと見てみますかというふうに説明を受けて行ったというのが初めてだったので、こころの相談がなければ、そもそも来なかったと思います。私はまだ近所なのでいいんですけど、ほかのママは、バスで来ているとか、散歩がてら来ているとか、あまりイベントとかないと来れないんだよねなど話したりするので、駅からちょっと離れているのもハードルが高いのかもしれない。

○田辺委員 両親学級とかで、そのまま流れで下に案内するとかでもいいのかなと思います。

ようこそゆりかごへって、予約が必要なんでしたっけ。

○事務局 はい。予約制です。

○田辺委員 予約って結構ハードルが高いなと思って、キャンセルだったら電話もしないといけなし、日程いろいろ調整しないとかなという感じなので。両親学級の時にゆりかごを紹介する

時間とかもあったらいいのかなと思います。

○梅山会長 ありがとうございます。両親学級からというのは、もうされているんですか。

○事務局 はい。保健師さんが連れてきてくださって、回によっても違うんですけども、土曜日とかは、お父さんもいらっしゃっているので、土曜日の両親学級のときは、そのまま見に来られて、気になる方は中まで御案内して、生まれた後に両親学級の後、来た者ですと言って来てくださる方もいらっしゃいます。

○梅山会長 すごい、やっぱり効果的なんですね。

○事務局 確かに田辺委員のおっしゃってくださったように、ほかのセンターでは、初めての方向けの日みたいな、いつ来てもいいですよというような、ひろばは普通にオープンしているんだけど、この日は特別に、初めての人はどうぞ来てくださいという日を月1設けているセンターもあったりするので、今後検討していきたいなと思います。ありがとうございます。

○梅山会長 ありがとうございます。

○米川委員 私は子どもが歩きだすのが遅くて、必要に駆られて室内遊び場に行かなきゃとなったときに行ったのがゆりかごでした。正直、予約というのは行き慣れてない人には、すごくハードルが高いと思います。私はいろんな人にゆりかごがすてきな場所だと言ってはいるんですけど、ただ、ここ的小金井市の一番端っこというところもハードルになるし、自販機がないというのもそうだと思います。近くのコンビニに行くのでさえ大変な方もいらっしゃるんですよ。正直、自販機とか室内に置く必要全然なくて駐車場とかに置いておけばいいと思っているんですけど、第1子のお母さんたちとかは、あれがなかったらどうしよう、これがなかったらどうしようってすごく考えながら、いろんな遊び場とかを探してらっしゃる感じがするので、来やすいところをつくるというのがすごく大事なんだなと思います。精神的に、ちょっときついなと思ったときに、ふらっと来れるような、そういう場所があるのはすごく大事だと思っています。

もう1点、小学生のイベントについて、時々じゃなくて、定期的にやってほしい。私、2人目がおなかにいるんですけど、5歳離れているので、ゆりかごを一緒に使えるのが1年あるかないかなので、年が離れている子どもがいるお母さんも多いので、ぜひ継続してほしいです。それも定期的にやっているというのが分かったら、皆さん、ゆりかごに来やすいのかなと思います。

○事務局 貴重な御意見をありがとうございます。親御さんたちのお気持ちが痛いほど分かるなど

思って聞かせていただきました。

自販機については、健康課さんと共有させていただきます。貴重な御意見ありがとうございます。

○後藤委員 ゆりかごで、外国籍や外国にルーツを持つお子さんの窓口というか、つながる場所があったりしたらいいなと思いました。日本で集団になじめなくて居心地悪い思いをしている保護者の方とかもいるので、市民団体やサポート団体と連携を取っていたりとか、そういう具体的な話があったら聞かせていただきたいなと思いました。

○事務局 時々外国の方も遊びに行けますかと御連絡があって受け入れています、特に外国の方向けのグループとかは、プログラムはやっていません。

○後藤委員 来たら受け入れるけど、具体的に働きかけみたいなのはあまりないんですね。

○事務局 今のところはありません。

○後藤委員 分かりました。ありがとうございます。

○梅山会長 ありがとうございます。

では、続きまして、母子保健事業です。事務局、お願いいたします。

○事務局 母子保健事業に関して、母子保健係のほうの実績について御報告いたします。

昨年度の実績としまして、お手元にお配りした資料5になりますが、もともと令和6年度に健康課から組織改正をしまして、こども家庭センターとして設置になりました。今までこういった冊子につきましては、小金井市の保健衛生という形で健康課のほうで発行していたんですけれども、その母子保健事業のみを引き抜いたものになってございます。

こちらの冊子は毎年秋口に作成しているんですけれども、今回はこの運協に合わせて、急遽作らせていただいたという形になっております。御自宅でゆっくり見ていただいて、気になることがありましたらお問合せいただき、次回共有できたらと思っております。

1ページになります。

(1) 妊娠届出書です。こちらは市内に住所を有する妊婦の方が提出される届出ですが、令和7年度、937件という値になっております。経年で掲示されておりますが、こちらは緩やかに減少傾向という形でございます。

次です。妊娠期の支援の中核になります(3)、同ページ、妊婦面談です。妊婦面談、令和7年度、923件で、こちらも経年で見ると、徐々に増加をしているものでございます。令和3年度はコロナ禍ということもありまして、なかなか来所されてやるというところは難しかったところもございますが、認知度も徐々に上がりまして、一定ニーズがあるもの

と考えております。

後に触れますけれども、経済的支援の事業説明をこの事業で実施していますので、それに伴って利用者数が増えているかなと思っております。

続きまして、4ページまで飛ばさせていただきます。(4)の赤ちゃん連絡票届出数になります。こちらが赤ちゃんがお生まれになって、届け出いただくものになるんですけれども、出生届とは異なりまして、行政の母子保健サービスを使うに当たって、赤ちゃんが生まれましたということでお知らせいただく性質のものになっております。こちらは令和7年度、906件になります。こちらは全数ではないですが、大まか、赤ちゃんの出生数に準じているところもありまして、緩やかに減少になっているかなと思います。

次の大項目4から18までは各健診の一環になっています。10ページをお開きいただきますと乳幼児健康診査というのが書いてありまして、こちらが3～4か月児健康診査になります。令和7年度が96.1%になってございます。100%を目指して、集団健診実施しているんですが、3～4か月の時期は、里帰りの方とか、お子様の疾病で御入院されていたり、通院先がある方などは、そちらの病院で受けられたりされますので、集団健診は一定、受診されない方がいらっしゃると思います。

飛びまして、16ページをお開きいただくと、今度は1歳半健診になってございます。令和7年度受診状況のところに受診率が書いてあります。96.6%で、近年、共働きの御家庭が増えてきて、実は受診率の経年が1歳半は載ってないんですが、徐々に下がっているかなという印象です。恐らく共働きの御家庭の割合が増えてきて、大体1歳で保育園に入られると、1年目の年、休みづらいいところもあって、なかなかちょっと来づらかったりされているのかなという印象です。保育園でも内科健診とか歯科健診がありますので、そこで必要ないと思われる方も一定数おられるので、受診率が伸び悩んでいるところでございます。

次が20ページになります。こちら3歳児健康診査です。こちらは受診状況のところに受診率が書かれていて、98.4%で、集団健診の中では一番高い受診率となっております。

3歳児健診は内科や歯科だけでなく、おしっこの検査だったり、目や耳の検査もございまして、所属の保育園とかでは受けられない項目もありますので、受診される方が多いと推測しております。

次に26ページの乳幼児健康審査になります。こちらが核家族化の進行の中で、育児不

安を解消するためにと書いてありますが、市内7か所と保健センターとで健康相談をしている事業になっています。こちらは経年が載っていないんですけれども、昨年度は1,423人が延べ件数だったので、徐々に戻っています。コロナのときに一度予約制にして、3桁の数字しか利用ができなかったんですけれども、徐々に今戻ってきているような状況です。

次に28ページの産後ケア事業になります。こちらは令和2年度から開始している事業です。出産後の産婦さんとお子さんとが施設に行って、心身のケアや育児のサポート等を受けていただくものになっています。

今まで日帰りと宿泊型を実施していたんですけれども、令和7年4月から訪問型という家庭訪問で実施するものを開始しています。

実施場所を見ていただきますと、実施場所も拡充をしまして、令和6年度までは2か所でやっていたのが、令和7年度から3か所プラスされたのと、訪問型が4か所プラスされたということで、実施施設もかなり増えております。実績のほうも、それに合わせて数が増えているというような状況です。

こちらにも非常にニーズが高く、利用者からも、使う場所によっては非常によかったというお声があるところになっております。

次の29ページと30ページは都の事業を市がやっているものになりまして、経済的支援がメインになっております。

31ページ、妊婦のための支援給付・妊婦等包括支援事業と書かれているものが、先ほど妊婦面談で経済的支援と併せてやらせてもらっていると言っていた事業がこちらになるんですけれども、こちらは国の事業で、妊娠届を出された方に5万円、出産された方に、胎児の数の届出をした方に5万円ということで、妊娠期から出産の時期に5万円の現金またはギフトカードを配布させていただいているものです。

そのほか、32ページに歯科保健事業や36ページに栄養の事業等が載っております。いろんな事業を母子保健で実施しているということがお読み取りいただけたと思います。

最後に38ページに小さくお生まれになられた赤ちゃんに対して、医療給付として事業をやっております。

○梅山会長 ありがとうございます。

では、皆様、御質問、御意見がございましたら、お願いいたします。

○後藤委員 5歳児健診って、何年から始められる予定ですか。

○事務局 5歳児健診は令和9年度から開始する予定で、現在、準備を始めているところでござい

ます。

○後藤委員 ありがとうございます。

○梅山会長 10ページのところで、定期健診が子どもの安全を確保することや状況確認をする上で有効だと思うんですけれども、例えば、さっき里帰りとか入院とか保育園入所、入園などと挙げていただいたような正当な理由等で明確に受けない理由がはっきりしている場合と、そうではなくて受診されない場合というところがあると思います。どの程度、どう追跡してくださっているかというところを教えていただきたいです。

○事務局 健診を実施することは市として義務が一定あるんですけれども、受診される方に対しては強制ではないというのが大前提にあります。必ず1回は勧奨させていただき、勧奨していらっしゃらない方には電話がけをさせていただいたりとか、お便りを入れて返信していただいたりとかということをさせていただいて、状況把握には努めています。

赤ちゃんの時期に、3～4か月と6～7か月と9～10か月という個別の健診が2つあるんですね。そこが御自身で予約を取って、近くの医療機関で受診していただくんですけれども、その結果は必ず市のほうに戻ってくることになっていますので、3～4か月健診を受けなくても、6か月～7か月を受けられているとか、9～10か月を受けられているとかということがあれば、しつこいお電話とかはせずに、そのまま次の健診を待つというような形で、状況の把握が、ある程度、いろんな健診の場所でできれば、結果を見ているような状況です。

ただ、赤ちゃんのときに全く連絡がつかなくて状況が把握できないという人は、本当にいらっしゃらないです。6か月も9か月も、全く個別で返ってこない方というのは、家庭訪問まで行って、状況を把握はするんですけれども、ほとんどいないです。

戸籍がない方とかイレギュラーな方に関しては100%把握ができているとは言えないんですけれども、住民票があって、小金井にいますよというのが分かる方につきましては、乳児の段階で3つの健診がありますので、その中でほぼ100%把握しているかなと思っております。

○梅山会長 ありがとうございます。子どもの命もそうですけど、養育されている保護者の方が困っておられる、来ることができない理由って何だろうというのがすごく気になるところです。アプローチしてくださっているけれども、強制できないというところでもどかしさもきっと感じておられるだろうと思うんですけれども、ありがとうございました。よく分かりました。

○田辺委員 のびのび広場相談のことなんですけど、この案内を、私、毎月1回、記録残したくて、お世話になっていて、これをいつも持ち歩いているんですけど、この対象が乳幼児、妊産婦と書いてあって、ホームページのところは保護者って書いてあるんですよね。ホームページも同じ内容なんですけど、ホームページのほうは、乳幼児とその保護者で、2段目に産婦と書いてあるので、ここに保護者というのを足したほうがいいなと思います。あと、これも3年前のから持ってきたんですけど、多分内容は変わってないと思いますが、イラストがお母さんと赤ちゃん。今、育児の担い手も多様化していて、多分お母さん、お父さんだけでなく、養親家庭の方だったりとか、祖父母とか、同性で子育てしている方とか、いろんな家庭があると思うので、絵の内容とかをもう少し検討するというか、ほかの案でもいいのかなというのは思ったりしています。いろんな人が育児の社会参加をしようという流れになってきていると思います。

○梅山会長 すばらしいです。ありがとうございます。

○事務局 貴重な意見ありがとうございます。早速、課内で共有したいと思います。

○梅山会長 ありがとうございます。

では、その他について、事務局、お願いいたします。

○事務局 今回の開催は、令和8年10月頃を予定しております。日程等につきましては別途調整させていただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○梅山会長 ありがとうございます。

では、最後に全体通しまして、皆様、何かございますでしょうか。

○新美委員 これだけ立派な資料を作っていただいて、ありがとうございます。できましたら、あらかじめ資料を送っていただけると助かります。よろしくお願いいたします。

○梅山会長 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

○黒須委員 先ほど田辺さんから、お母さんの写真、絵しかないという話がありましたが、御主人と一緒に子育てしてくれるという家庭が増えていると思うんですけど、うちの娘のところは、そういうふうになってないので、すごくそれがストレスになっているんですね。なので、やっぱりそういうところにお父さんの写真や絵とか、そういうのをどんどん取り入れてお父さんもやるのが当然みたいな、そういうイメージづくりをしていただけると、ちょっと心の負担が減るかなと思いました。

○梅山会長 ありがとうございます。御検討いただければと思います。ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。大丈夫でしょうか。

では、ありがとうございました。本日の審議はこれまでとしたいと思います。

お疲れさまでした。

— 了 —